

原告 大塚龍昇 ほか

被告 福岡市長

証拠説明書

2021年9月1日

福岡地方裁判所 第 民事部合議 係 御中

号証	標目	原本・写しの別	作成日付	作成者	立証趣旨
甲1	福岡市監査委員の監査結果について(通知)、付票を含む。	写し	21/8/2	福岡市監査委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年1月に福岡市の住民記録システムを刷新し、自衛隊への情報提供方法について検討することにしたことが記されており、同月に名簿作成・提供されていたことを立証する。</li> <li>・この通知書に「この通知があった日から30日以内に住民訴訟を提起することができることを記した監査事務局監査総務課発出の「請求人様」宛ての票が添付されている。この付票は、本件住民訴訟の法的根拠になることを立証する。</li> </ul>
甲2	福岡市長への「住民基本台帳の閲覧・書き写しも含めて、今回の紙と電子媒体で自衛隊に住民情報を提供する方針を取り消すよう求める申し入れ」文	写し	20/1/9	博多湾会議など7市民団体	市長の福岡市保有個人情報情報を紙と電子媒体で自衛隊に提供することは違法であること。違法な個人情報提供方針を取り消すよう求める市民らの申し入れ行動があったことを証明する。

甲 3	福岡市個人情報保護審議会会長宛ての「申し入れ 市長から『紙と電子媒体で自衛隊に住民情報を提供する』との諮問に対し『提供するの適法ではなく、提供してはならない』と意見してください。」文	写し	20/1/9	博多湾会議など7市民団体	市長からの、個人情報を紙と電子媒体で自衛隊に提供することの可否の諮問に対し、「提供するのは適法ではなく、提供してはならない」と答申してくださいと求め、違法を質す真摯な審議を求める市民の申し入れがあったことを証明する。
甲 4	福岡市長の福岡市個人情報保護審議会への「個人情報の公益上の取り扱いについて（諮問）」文	写し	20/1/31	福岡市長	福岡市長の福岡市個人情報保護審議会への諮問内容を立証する。
甲 5	福岡市個人情報保護審議会目的外利用等審査部会 議事録	写し	20/2/7	福岡市個人情報保護審議会	福岡市個人情報保護審議会目的外利用等審査部会 議事内容を証明する。
甲 6	福岡市個人情報保護審議会の市長宛ての「個人情報の公益上の取り扱いについて（答申）」	写し	20/2/14	福岡市個人情報保護審議会	福岡市個人情報保護審議会の市長への答申内容を証明する。
甲 7	自衛隊名簿提供問題	写し	20/2/18	福岡市議会総務財政委員会	市議会の「国又は地方公共団体に対する住民基本情報の提供について」の質疑の内容の証明。
甲 8	市長あての「自衛隊への名簿一括提供を許さない！市民集会決議」栞	写し	20/2/22	自衛隊への名簿一括提供を許さない！市民集会 参加者一同	市長による自衛隊への名簿一括提供への抗議の声が広範に広がっていることを証明する。

甲 9	福岡市議会宛ての「18歳22歳の福岡市民個人情報自衛隊への名簿一括提供事務手続きにつき、予算流用を含む予算執行の差止めを求める請願」文	写し	20/3/11	博多湾会議	福岡市の自衛隊への名簿提供は、憲法と福岡市の基本は住民の福祉増進であるとする地方自治法に違反する。さらに、「個人の権利利益を保護する」ことを立法目的とする個人情報保護法や福岡市個人情報保護条例に違反する。係る違法な自衛隊への名簿提供に係る福岡市予算執行の差止めをすることを市民の意思として、福岡市の予算執行を差し止める。このことを求める請願がなされたことを証明する。
甲 10	18歳および22歳の福岡市民の個人情報を自衛隊に提供しないことを求める請願	写し	20/3/24	博多湾会議	「今回提供先となる自衛隊は、海上警備行動もありうる任務を帯びて海外に出かけています。今回中東に派遣された自衛隊員は、家族遺書を書いたと言われている。そのような戦地に福岡市民を赴かされることがあり得る現状となっており、これは個人の権利利益の侵害に当たる。これは個人情報保護条例違反だ。」と名簿提供がなされてはいけないというのが市民の意思であり、そのことを福岡市の立場とすることを求める請願がなされたことを証明する。
甲 11	福岡市政だより 4月15日号	写し	20/4/15	福岡市	福岡市が自衛隊に名簿を提供することを広

					報したことを証明する。
甲 12	朝日新聞 記事 2020年6月 20日号	写し	20/6/20	朝日新聞	福岡市が6月5日に自衛隊に29,817人の福岡市民個人情報を書き渡した事実を証明する。
甲 13	福岡市長への 「福岡市が住民 基本台帳から名 簿を作成し、自 衛隊に提供した ことに抗議し、 閲覧・書き写し も含めて、自衛 隊に18歳22 歳の個人情報を 自衛隊に提供す ることを取りや めるよう求める 抗議・申入れ文」	写し	21/1/14	共同申し入れ 団体(博多湾会 議と「特定秘密 保護法」を廃止 する会・福岡)	福岡市が違法に自衛隊に名簿を提供したことに抗議し、提供を取りやめることを申し入れた事実を証明する。
甲 14	福岡市監査委員 に対する福岡市 職員措置請求 (住民監査請求)	写し	21/6/4	監査請求人	福岡市の福岡地区合同労働組合と27人の市民が福岡市監査委員に、29,817人市民の個人情報を名簿として自衛隊に渡した行為にともなった公金の支出(人件費、名簿印刷費、通信費等)の損害の回復のため、損害額を福岡市長に賠償させることを求めて、住民監査請求を行った。そのことを証明する。
甲 15	公文書公開決定 書(市区第30 9号)	写し	20/11/30	福岡市長 高島宗一郎	名簿作成紙の単価が0.628と枚数がA4で605頁であることを証明する

甲 16	各都道府県市区町村担当部長宛の「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」という通知が出されている。	写し	21/2/5	防衛省人事教育局人材育成課長、総務省自治行政局住民制度課長	「本通知は、地方自治法第245条の4第1項に技術的助言である」と記されており、本通知は募集の資料として住民基本台帳の写しを用いることは技術的助言であり、法律でなく、個別住民の住所・氏名・年齢・性別4条件を求める根拠にはならないことを証明する。
甲 17	「自衛隊適齢者情報提供は認められない」新原善信小郡市議会議員 資料より「小郡市個人情報保護審議会答申」	写し	2019年度	自衛隊への名簿提供を許さない！ シンポジウム実行委員会 2020年12月13日開催シンポジウム資料	小郡市では2019年度に個人情報保護審議会は「自衛隊法施行令第120条で規定されている『資料』に個人情報が含まれるとの解釈は困難」「適齢者情報を提供することの妥当性は認められない」と答申し、従来「提供」していたが、「閲覧」へ切り替えている。このことを証明する。
甲 18	個人情報の取扱いに係る意見について	写し	21/6/1	筑後市行政審査会伊藤修一会長	筑後市では今年6月1日行政審査会が市長に「個人情報の取扱いに係る意見について」という答申をした。答申は ・自衛隊への名簿提供は、単に自衛隊に対し便宜を図る行為にはほかならない。 ・名簿がなければ自衛官等募集事務を遂行できなくなるような特段の事情も見受けられない。 ・本来地方公共団体は、

					<p>個人情報を慎重に取り扱い、個人の権利利益を保護すべき立場である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後もこのような形で個人情報を自衛隊へ提供することは妥当とはいえない。</li> </ul> <p>等、答申していることを証明する。</p>
甲 19	福岡市議会での荒木議員の質疑	写し	20/9/9	福岡市議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年3万人もの市民の個人情報が継続的に提供される事例は自衛隊への提供以外にはない。</li> <li>・仮に自衛隊の災害救助活動に対する公益性が認められても隊員の募集という事務のために、同意がない個人情報を提供することに公益性はない。</li> </ul> <p>等、自衛隊への名簿提供に公益性がない事を証明する。</p>